

府内大学・短期大学の長 様

京都府文化スポーツ部大学政策課長

緊急事態宣言の期間延長に伴う大学等施設の休止
(使用制限等) について (要請)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、京都府においても緊急事態措置の実施期間を延長することとなりましたので、大学等につきまして、下記のとおり、施設の休止（使用制限等）を要請いたします。

各大学等におかれましては、既に、授業開始の延期、オンライン授業の導入等ご対応をいただいているところですが、引き続き、感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 区 域 京都府全域
 - 2 期 間 令和2年4月18日0時から令和2年5月31日まで
(当初要請において5月6日までとしていた期間を延長)
※5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し、緊急事態措置の見直しを検討
 - 3 要請内容
 - (1) 床面積の合計が1,000㎡を超える施設
特別措置法第24条第9項の規定により施設の休止（使用制限等）を要請
 - (2) 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
特別措置法によらず、施設の休止（使用制限等）の協力を依頼
(特別措置法に基づく施設の休止（使用制限等）要請の趣旨を踏まえ、適切な対応について協力を依頼)
- ※いずれも、オンライン授業は対象外

担 当	文化スポーツ部大学政策課
電 話	075-414-4526